

株式相互保有規制

1 意義

A株式会社がB株式会社発行の株式の多くを保有し、また、B株式会社もA株式会社発行の株式の多くを保有する事態が生じるとどうなるか。

この場合、まず一つは、B株式会社の株式の払込みに充てたA株式会社の資金をもって、B株式会社がA株式会社の株式の払込みに充てたのと同じことになる。このことは、相互に株式の発行時に直接当該株式を引き受けた場合はもちろんのこと、相互に市場から株式を買い集めた場合も同様に見なせる。そのため、実質的には双方の会社とも株式発行による資金調達を目的を達していないといえることができる。これを資本の空洞化という言い方をする場合がある。

二つ目として、双方の持株比率が高くなってくると、相互に相手方の会社を支配することにより自らの株主総会の議決権をコントロールすることが可能となってくる。しかし、このことは、株式会社の株主総会による意思決定を当該株式会社とは別人格の株主の意思で決しようとする法の建前と相容れず¹、株主総会における議決権の歪曲化につながる。

そこで会社法は冒頭のような株式の相互保有に対し、一定程度規制する措置を設けている²。

2 議決権の制限

B株式会社（支配会社）がA株式会社（被支配会社）の総株主の議決権の4分の1以上を有する場合、A株式会社は、B株式会社の株主総会で議決権がない（308 I 括弧書）。B株式会社がA株式会社の議決権の4分の1以上の株式を有している場合、B株式会社はA株式会社を一定程度支配可能だからである。

議決権の4分の1以上の支配の関係は、支配会社の子会社が有する被支配会社の株式と合わせて計算される（施行規則 67 I 第1 括弧書）。また、計算の算定となる総株主には、自己株式及び相互保有により議決権を有しない株式、さらには基本的に議決権制限株式も含まれるが、役員等（ただし、会計監査人は除かれる）の選任及び定款変更の全部について議決権のない株式は含まれない（施行規則 67 I 第2 括弧書³）。ただし、当該被支配会社以外に議決権を有する株主が存在しない場合には、支配会社で議決権を行使できる者がいなくなってしまうため、被支配会社の議決権はなくなる（施行規則 67 I 第3 括弧書）。

また、議決権の行使に関し基準日が定められる場合は、当該基準日時点での持株比率が問題となる（施行規則 67 III 本文）が、i 当該基準日後に株式交換や株式移転その他の行為

¹ もともと、法人とは自然人のようにそれ自体としての意思を有しているわけではないことから、意思決定機関が必要となるのであり、その意思決定機関に当該法人自身の意思が入り込むということは矛盾というほかないのである。

² といっても、会社法は株式相互保有規制について一つの章をもうけるなど体系的な規定を設けているわけではなく、各所に散在した規定が存在するに過ぎない。

³ この第二括弧書の間接関係を、「相互保有対象議決権」という言い方をする（同括弧書参照）。

により被支配会社の議決権の全部を取得した時、及び、ii 株主総会の招集決定の日までに支配会社の議決権保有割合の増減により被支配会社の議決権の行使の可否に変化が生じたことを支配会社が知った時は、その時点で判断する（施行規則 67Ⅲ但書）。ただし、上記 ii の場合で、株主総会の招集決定の日以後の被支配会社の議決権行使の可否に変化が生じたことを支配会社が知った場合における被支配会社の議決権については、B が裁量を有する（施行規則 67Ⅳ）。

3 持株規制

(1) 意義

子会社は、親会社株式を取得してはならない（135 I）。子会社による親会社取得規制である⁴。これは株式の保有そのものの規制であり、資本の空洞化そのものも防止する趣旨が含まれている。

(2) 親子関係

ここで親子会社関係は、基本的に議決権の過半数の保有関係で決まるが（2Ⅲ）、親会社名義でなくても親会社の計算で保有していればよい（施行規則 3Ⅲ①）。

また、親会社の計算で保有する議決権が 4 割以上であって、かつ次の i ないし v のいずれかに該当しても親子関係が認められる⁵。

- i ①当該親会社保有議決権、②親会社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより親会社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権、③親会社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権、の合計の議決権が過半数を超えていること（施行規則 3Ⅲ②イ⁶）。
- ii 子会社の取締役会の構成員の総数に対する、①親会社の役員、②親会社の業務を執行する社員、③親会社の使用人、の合計の役員数が過半数を超えていること（いずれも過去にこれらの地位にあればよい）（施行規則 3Ⅲ②ロ）。
- iii 親会社が子会社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること（施行規則 3Ⅲ②ハ）。
- iv 子会社の負債としての資金調達額の総額に対する親会社（親会社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者を含む。）が行う融資（債務保証・担保提供を含む）の額の割合が過半数であること（施行規則 3Ⅲ②ニ）。

⁴ 歴史的には自己株式取得規制を子会社が取得することによって潜脱することを防止するために設けられた規定である。そのため、親会社株式取得規制の趣旨は自己株式の取得規制と共通するものがあるので、自己株式が広く認められるようになった現行会社法においては、理論的には子会社が親会社を取得することも一定の範囲で認めても不都合はないと言われる。ただし、その規制を実定法化することが困難であるという理由で親会社株式取得規制がそのまま株式譲渡規制の一つという形で現行法に引き継がれている。

⁵ いわゆる実質基準である。

⁶ 施行規則 3 条 3 項 2 号イに規定する議決件数のことを、自己所有等議決件数という。ここでいう自己とは親会社のことを意味している。

- v 親会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること（施行規則 3Ⅲ②ホ）。

さらに、親会社の計算で保有する議決権が4割以下であっても、前記 i に記載する議決件数（自己所有等議決件数のこと）の合計が過半数であり、かつ、前記 ii ないし v のいずれかに該当しても親子関係が認められる（施行規則 3Ⅲ③）。

（3）取得禁止の例外

次の場合には、子会社が親会社株式を取得することが禁止されない。これらはいずれも弊害がないかやむを得ない場合だからである。

- i 他の会社その他の法人の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合（135Ⅱ①、⑤・施行規則 23⑨）。
- ii 合併後消滅する会社その他の法人から親会社株式を承継する場合（135Ⅱ②、⑤・施行規則 23⑩）。
- iii 吸収分割、新設分割により他の会社その他の法人から親会社株式を承継する場合（135Ⅱ③、④、⑤・施行規則 23⑪）。
- iv 吸収分割に際して親会社株式が割り当てられる場合（135Ⅱ⑤、施行規則 23①）。
- v 株式交換、株式移転において自己株式と引き換えに親会社株式が割り当てられる場合（135Ⅱ⑤、施行規則 23②、③）。
- vi 無償または現物配当で取得する場合（135Ⅱ⑤、施行規則 23④、⑤）。
- vii 他の法人等の株式につき、他の法人が行う組織変更、合併、株式交換、株式移転、取得条項付株式の取得、全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該株式と引き換えに親会社株式が割り当てられる場合（135Ⅱ⑤、施行規則 23⑥）。
- viii 他法人の取得条項付新株予約権の取得と引き換えに親会社株式が割り当てられる場合（135Ⅱ⑤、施行規則 23⑦）。
- ix 吸収合併等の存続会社その他の法人が消滅会社等の株主に親会社株式を割り当てるために親会社から取得する場合⁷（800Ⅰ、135Ⅱ⑤・施行規則 23⑧）。
- x 連結配当適用会社の子会社が他の子会社から親会社株式を取得する場合（135Ⅱ⑤・施行規則 23⑫）。
- xi 権利の実行に当たり目的を達成するために親会社株式を取得することが必要かつ不可欠である場合（135Ⅱ⑤・施行規則 23⑬）。

（4）子会社が有する親会社株式の法的地位

上記のように例外的に子会社が親会社株式を取得したとしても、議決権はない。これは前記2の議決権規制が働くからである。

また、相当の時期に親会社株式を処分する必要がある（135Ⅲ）。これは、子会社が親会社株式を取得する理由に関わらないと言ふべきであろう。上場会社株式であれば、基本的

⁷ いわゆる三角合併等を念頭に置いた規定である。

に市場で売却すべきである⁸。

⁸ ただし、子会社からの親会社自身での自己株式取得がかなり容易に認められている（163）。